

令和6年2月26日
法務省刑事局

2月21日階猛委員の質疑における要求について

1 階委員の要求

平成29年6月最初頃の法務委員会における「脱税の目的がなければ解散するような組織であれば、組織的犯罪集団に当たる」との政府答弁を確認の上で、派閥に脱税の目的が未必的にでもあるのであれば、少なくとも組織的犯罪集団に当たる可能性があるのではないかを理事会に回答されたい。

2 過去答弁の確認結果

平成29年6月2日の衆議院法務委員会において、政府参考人から、「組織的犯罪集団の定義として、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行にあること、この定義によりまして、一般の団体というものが、一般の正当な活動をしておる団体が組織的犯罪集団に該当するということはないと考えております。」「例えば、脱税の目的がなければ、もうその会社は解散いたします、あるいは、そこには結合しません、そういうことであれば、脱税が共同の目的になると思思いますけれども、そういうことではないわけでございます。結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行の目的であると、正当な活動をしている団体をそのように言うためにはそこまで立証しなければ、そういった結合関係の基礎としての共同の目的というのは立証できないわけでございます。そういった意味で、一般的な団体が、脱税を行うことが組織の活動としてあり得る、それはあり得ると思いますけれども、それはあり得るからといって、あるいはそういった脱税を計画していること、あるいは仮に何回か繰り返しているからといって、その団体の目的が脱税にある、あるいは犯罪実行の目的にあるということにはならないということを申し上げております。」と答弁している。

3 結論

委員御指摘のように「派閥に脱税の目的が未必的にでもあるのであれば、少なくとも組織的犯罪集団に当たる可能性があると言える」と答弁したものではなかったが、いずれにしても、「派閥に脱税の目的が未必的にでもあるのであれば、少なくとも組織的犯罪集団に当たる可能性があるのではないか」との委員のお尋ねに対しては、法務大臣が「捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、お答えは差し控えたい」と答弁しているところである。

出典：法務省刑事局作成資料

令和6年2月27日（火）衆議院 予算委員会第二分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

パートナーとともに今回の問題をめぐる議論の過程で問題視されたものに、政策活動費がある。政策活動費については、その額が巨大である上に使途が一切明らかにされないことが問題とされている。政策活動費は、各党が收支報告書の支出の細目として使っているもので、収支報告書の作成者が任意に立てられる項目だから「政策活動費の廃止」という表現は厳密には意味がない（別の細目を立てれば済むとなる）。またこれを政治資金規正法第二十一条の二第二項を根拠にした政党から議員への寄附としてとらえる議論が流布しているが、首相は政策活動費を「党勢拡大、政策立案、調査研究のため」と国会で答弁しており、そのように用途が定まっていれば、政治資金規正法上「財産上の利益の供与」（第四条第三号）と定義される寄附にあたると考えるのは困難である（受けた幹事長等が財産上の利益を得ているとは考え難い）。のみならず寄附だとすると、受けた後は個人の金になり、その先で幹事長等が個々の議員に金銭を渡すことは個人の寄附規制（一団体に年間百五十万円、総額二千万円）に違反しているということになる。政策活動費は幹事長等に渡った後も党の資金と考えるのが合理的であり、実態にもかなっている。そうすれば規正法第二十一条の二第二項の廃止で解決することはできない（同項を廃止しても、「そもそも寄附でない」と言われば空振りになる）。

政策活動費は政党が役職者に渡切りで支出している裁量経費（使途を具体的に限定せずに支出を受けた者が裁量的に使用可能な経費）であると考えられる。渡切りというのは事後に精算を求めず、資金の支給の時点で支出が完了するもので、かつては国の会計法でも認められていた。しかし国は二〇〇三年にこれを廃止し、民間でも廃止するところが多くなっている。政党の収支報告書を見ると、遊説費、会合代などで渡切りで処理されているとみられるものもあるが、それらは一応おおよその使途は分かるので、事務手数も考えてとりあえず許容し、裁量経費については使用後の明細書の取得と収支報告書への記載を義務付けることにする。

政策活動費の使途が明らかにならないもうひとつの理由として、政党から資金を受け取った議員が報告する仕組みが、一九九四年に保有金の制度が廃止されたことによってなくなつたことがあげられる。政治家が政党から受け取った資金を自分の資金管理団体に寄附して公開させるという特定寄附は、現在は任意規定だが、これを義務化すれば受け取った資金が表に出ることになるので、政策活動費の使途を明らかにするもうひとつの対応策が可能になる。

以上のような大掛かりな政治資金制度の改革は、政治にとって厳しいものに見えて、実は政治に対する国民の信頼を取り戻し、信頼される政治のインフラとなるものであることを強調しておきたい。

出典：令和国民会議（令和臨調）2月2日（金）公表

「政治資金委員会」（仮称）構想と制度新設に伴う政治資金規正法等関連改正事項 より抜粋

令和6年2月27日（火）衆議院 予算委員会第二分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主党）

第四条（略）

2（略）

- 3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。
- 4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。
- 5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の二各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

- 第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）をしてはならない。
- 2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

- 第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十六条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。）

- 一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二（略）

- 三 第二十一条の二の規定に違反して寄附を受けた者

○岸田内閣総理大臣 政策活動費は、党勢拡大、政策立案、調査研究、こういったことのために、党役職者の職責に応じて支出しているものであると考えます。

そして、寄附かという御質問でありますたが、寄附と支出の違い、これは先ほど総務大臣からも説明がありました、簡単に言うならば、寄附といいうのは、あなたのために使つてくださいです。

支出するといいうのは、党のために使つてくださいといいうこと。支出と寄附の違いはそこにあると考えます。

出典：令和6年2月6日 衆議院予算委員会議事速報（未定稿）より抜粋

（米山隆一衆議院議員の質問に対する岸田首相の答弁）

令和6年2月27日（火）衆議院 予算委員会第二分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主党）

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1) 達成 目標	(2) 過去の 適用数	(3) 将来の 適用数	(4) 過去の 減収額	(5) 将来の 減収額	(6) 過去の 効果	(7) 将来の 効果	(8) 他の政 策手段
内閣府											
19	内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	A	B	A
39	内閣02	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D	A
53	内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長	延長	C	A	A	A	A	B	C	A
61	内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特別措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	D	A
73	内閣05	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特別措置の延長	延長	D	A	A	A	A	B	C	A
金融庁											
81	金融01	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	新設	D	—	D	—	E	—	E	A
85	金融02	協定銀行等に係る法人事業税(資本割)の特別措置の延長	延長	D	A	D	A	E	D	D	A
総務省											
93	総務01	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
厚生労働省											
105	厚労01	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等	新設	C	—	C	—	E	—	C	A
109	厚労02	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置	拡充	D	D	D	D	D	D	D	A
113	厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
127	厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
農林水産省											
149	農水01	輸出事業用資産の割増償却	延長	A	A	A	A	A	A	C	A
155	農水02	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	延長	A	A	A	A	A	A	B	A
163	農水03	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置	新設	D	—	E	—	E	—	D	A
経済産業省											
169	経産01	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	B	E	A
175	経産02	大企業向け貸上げ促進税制	拡・延	D	C	C	C	C	E	D	B
181	経産03	G X分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討(戦略物資生産基盤計画)	新設	E	—	E	—	E	—	E	A
185	経産04	海外投資等損失準備金	延長	C	A	A	A	A	C	E	A
193	経産05	中小企業向け貸上げ促進税制の拡充及び延長	拡・延	D	C	C	C	C	C	D	B
199	経産06	環境への負担軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)	拡・延	D	C	E	C	E	E	E	A
203	経産07	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する低税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)の創設	新設	D	—	E	—	E	—	E	E
207	経産08	技術研究組合の所得の計算の特例	延長	D	A	A	A	A	B	B	A
213	経産09	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長	拡・延	E	A	C	C	C	E	E	B
219	経産10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	A	A	A	C	C	B	B	A
225	経産11	電気供給業における発電側課税金相当分を控除する収入割の特例措置の創設	新設	D	—	A	—	A	—	E	A
229	経産12	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設	新設	B	—	C	—	A	—	E	A
235	経産13	(一社)日本電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化	拡充	A	E	E	A	A	D	D	A
241	経産14	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長	延長	D	C	E	C	C	E	E	A
国土交通省											
249	国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置	—	A	A	A	A	A	B	A	A
259	国交02	まちづくり G Xの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設	新設	A	—	A	—	A	—	D	A
263	国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
269	国交04	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長	延長	B	A	A	A	A	A	B	A
273	国交05	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	A	C	A
279	国交06	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
285	国交07	新開西国際空港株式会社、関西国際空港土地区画整理事業会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	A	D	A

出典：総務省行政評価局「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果-説明責任を果たしていくために-」(令和5年11月)より抜粋

令和6年2月27日(火)衆議院予算委員会第二分科会 衆議院議員 隅 猛(立憲民主党)

(注) ラインは隅猛事務所にて記入

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）は、政策目的（“世界に伍して競争できる投資支援パッケージの一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果（雇用の増加等）等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

【経済産業省の補足説明】

- ① (1)のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 今回の政策目的は、GX、DX、経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加（既存設備の稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む）自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 下線は階猛事務所にて記入